

■ 警察庁 および 厚生労働省への陳情とその回答書

去る平成22年9月9日に（社）日本自動車旅行ホテル協会より、警察庁及び厚生労働省に陳情（質問）を行いました。その回答書を会員の皆さんに情報共有をさせていただきます。

添付別紙を参照

今回の回答で特に気になったのは、野立て看板の扱いと旅館業法施行条例についてです。

風営法届け出店舗の看板については、広告宣伝の禁止区域のものは、1月31日までに撤去するように明記されています。今後の取り締まりの展開は何とも分かりませんが、今後、厳しい取り締まりが行われる可能性を強く感じさせる文面になっています。指導が来てから対応すればよいという意見も耳にすることがありますが、無用なトラブルのもとになりますので、風営法の届け出をする場合は、看板の撤去を順次すすめていただくようお願いいたします。質問の内容にあるように、矢印だけとか、誘導看板など、広告看板かどうかの判断が難しい場合は、事前に所轄の警察に確認をすることをお勧めします。風営法の広告宣伝禁止区域は、官公庁施設、学校、図書館、児童福祉施設などの周囲200メートルの場所と、各都道府県の風営法施行条例で広告宣伝が禁止されている場所になります。ホテル所在地の施行条例はしっかりと内容を確認しておくことをお勧めします。（県庁のホームページなどから調べられます）

次に各都道府県における旅館業法施行条例についてです。神奈川県や埼玉県では、ここ数年の中で、自動精算機の設置が禁止されました。旅館業法に違反しているという理由で風営法の届け出を受け付けないということはないようですが、風営法の届け出をしたことによって旅館業法違反が成立する可能性があるという指摘されています。保健所からの告発がなくても、旅館業法違反事件として介入することもあり得るというのは、これまで聞いたことがない強い取り締まり姿勢を感じます。特に旅館業法施行条例は、各都道府県や市町村によって異なりますので、風営法だけでなく、ホテル所在地の施行条例はしっかりと内容を確認しておくことをお勧めします。（県庁のホームページなどから調べられます）これは、今回、新規に風営法の届け出を出す店舗に限らず、現在の4号営業店舗についても同様の取り締まりや指導も考えられますのであわせて注意してください。

この会報は、当協会の関東本部正会員に発信しております。ご不要の方は、aoki@teidan.co.jp か、FAX

03-3518-2867 までご連絡ください。（事務委託先 青木由香さん）